

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3059号から第3061号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長職務代理者 金子 正史）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3059号では、横浜市教育委員会が行った個人情報非訂正決定は妥当であると判断しています。

答申第3060号及び第3061号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定はそれぞれ妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「教西指第389号 令和2年12月18日決定 横浜市中学校生徒指導要録」の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての答申

【答申第3059号】

- (2) 「「・開始記録票（単身用）」、「・決定調書（開始）（令和3年6月24日決裁）」及び「・決定調書（変更）（令和3年6月18日起案廃案 2枚）（令和3年6月24日決裁 2枚）（令和3年7月26日決裁 2枚）（令和3年7月30日決裁）（令和3年8月6日決裁）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3060号】

- (3) 「・決定調書（変更）（令和3年8月6日決裁 1枚）（令和3年8月16日決裁 1枚）（令和3年8月17日決裁 3枚）（令和3年9月7日決裁 2枚）（令和3年9月30日決裁 4枚）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3061号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示等請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3059	令和3年2月24日	令和3年4月9日	令和3年6月17日	令和3年7月16日	個人	教育委員会
3060	令和3年8月5日	令和3年9月17日	令和3年9月30日	令和3年10月27日	個人	市長
3061	令和3年10月26日	令和3年12月3日	令和3年12月28日	令和4年1月26日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3059	「教西指第 389 号 令和 2 年 12 月 18 日決定 横浜市中学校生徒指導要録」(以下「本件保有個人情報」という。)	非訂正 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号。以下「旧条例」という。)第 34 条 本件保有個人情報は、「評価・判断」に関する記述であり、訂正請求の対象となる「事実」には該当しないため。	原処分 妥当
3060	「「・開始記録票(単身用)」、「・決定調書(開始)(令和 3 年 6 月 24 日決裁)」及び「・決定調書(変更)(令和 3 年 6 月 18 日起案廃案 2 枚)(令和 3 年 6 月 24 日決裁 2 枚)(令和 3 年 7 月 26 日決裁 2 枚)(令和 3 年 7 月 30 日決裁)(令和 3 年 8 月 6 日決裁)」(以下「本件保有個人情報」という。)	個人情報一部開示 旧条例第 22 条第 7 号に該当 ・ 開始記録票の訪問格付欄及び保護決定調書(別紙を含む。)の格付欄の全て (開示することにより、生活保護に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。)	開示範囲を拡大すべき
3061	「・決定調書(変更)(令和 3 年 8 月 6 日決裁 1 枚)(令和 3 年 8 月 16 日決裁 1 枚)(令和 3 年 8 月 17 日決裁 3 枚)(令和 3 年 9 月 7 日決裁 2 枚)(令和 3 年 9 月 30 日決裁 4 枚)」(以下「本件保有個人情報」という。)	個人情報一部開示 旧条例第 22 条第 7 号に該当 ・ 保護決定調書の格付欄の全て (開示することにより、生活保護に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。)	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3059	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例(令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号。以下「新条例」という。)が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第 3 項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《指導要録に係る事務について》</p> <p>学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 24 条第 1 項は、「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(・・・児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。」と規定し、校長に指導要録の作成を義務付けている。</p> <p>また、指導要録は、「児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの」とされている。</p> <p>横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)では、文部科学省初等中等教育局長通知(平成 13 年 4 月 27 日 13 文科初第 193 号)(以下「文部科学省通知」という。)に基づき作成された横浜市児童生徒指導要録記入の手引(平成 23 年 1 月改訂版。以下「手引」という。)</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3059</p>	<p>において指導要録の様式や記入方法を規定している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に係る指導要録である。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 保有個人情報の訂正請求権について、旧条例第34条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正・・・を請求することができる。」と規定している。</p> <p>イ 訂正請求は、当該保有個人情報に「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものである。「事実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、前記事実との間に不一致がある場合をいうものであり、「評価・判断」に関する事項には及ばないものと解すべきである。</p> <p>ウ 審査請求人は、保有個人情報について、「Ⅱ 評定」の欄には学習実態とは全く合致していない評定値が記載されており、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の第1学年、第2学年及び第3学年の欄は記述内容の選択に偏りがあり、記述内容に客観性が欠けている旨主張し、実施機関は、いずれも文部科学省通知及び手引に基づいた評価・判断の記載であると主張している。</p> <p>文部科学省通知及び手引によれば、「評定」欄の記載は「・・・その実現状況を総括的に評価し、記入する。」とされており、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄には「各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見」、「特別活動に関する事実及び所見」、「児童生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見」等を記入するとされている。</p> <p>当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、「Ⅱ 評定」の欄には当該生徒に係る教科ごとの評価の評定値が、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の第1学年、第2学年及び第3学年の欄には当該生徒に係る特長、学習状況及び態度等に関する事項が記録されている。</p> <p>「Ⅱ 評定」の欄の記載は、手引にあるように生徒の学習の取組状況などを多面的に見つめ、総合的に評価した結果であり、「評価・判断」に関する事項であると認められる。また、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の第1学年、第2学年及び第3学年の欄の記載については、審査請求人の主張は、記載された事実が誤っている旨の主張ではなく、当該事実を取り上げることの当否に関する主張であり、教員が児童生徒の特長、学習状況及び態度等を記載することは「評価・判断」であると認められるため、訂正請求の対象となる「事実」には該当しない。</p> <p>エ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>オ したがって、本件訂正請求には理由があるものと認めることはできない。</p>
<p>3060</p>	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長（横浜市南区の区域内にあっては、南区福祉保健センター長。以下同じ。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3060</p>	<p>福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を調べて、生活保護ケースファイルを作成する。そこには、ケース記録のほか、保護決定調書等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。ケース記録は、面接記録票、開始記録票及び生活保護の開始後の経過を記載した記録から構成されている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に係る生活保護ケースファイルのうち、令和3年5月31日以降に起案した開始記録票及び保護決定調書（別紙を含む。以下同じ。）である。</p> <p>なお、横浜市長（以下「実施機関」という。）が本件処分の個人情報一部開示決定通知書及び諮問書において、「開始記録表」と記載しているのは、正しくは「開始記録票」であると思われる。</p> <p>《旧条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報のうち、開始記録票の訪問格付欄及び保護決定調書の格付欄の全て（以下これらを「本件非開示部分」という。）を本号柱書に該当するとして、非開示としたと主張している。</p> <p>そこで、実施機関に確認したところ、本件非開示部分は、いずれも世帯の実情に応じた要保護者の世帯への訪問頻度に係る格付の項目名及び格付結果を記録したものであるとの説明があった。</p> <p>イ 実施機関は、本件非開示部分のうち、項目名を非開示にしているが、当審査会で確認したところ、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）によれば、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこととなっており、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）には、訪問調査について、生活状況の把握等の訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成することを許容することが記載されていた。</p> <p>「訪問格付」及び「格付」という項目名は、横浜市における当該訪問基準の名称に過ぎず、開示したとしても生活保護に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。</p> <p>ウ 一方、本件非開示部分のうち、格付結果は、当審査会において見分したところ、ケース記録の情報を基に、福祉保健センター長が審査請求人の世帯の生活状況等を把握した上で、その世帯に必要な訪問頻度を設定するために格付けを行った結果を記録したものであることが認められた。</p> <p>格付結果は、審査請求人の認識にかかわらず記録された審査請求人の評価・判定に関する情報であり、審査請求人の認識と異なっていた場合、開示することにより、担当ケースワーカー等福祉保健センターの職員に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導、援助が困難になるなど、生活保護に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、本件非開示部分のうち、格付結果は、本号柱書に該当する。</p>
<p>3061</p>	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長（横浜市南区の区域内にあっては、南区福祉保健センター長。以下同じ。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把</p>

答申 番号	判断の要旨
3061	<p>握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を調べて、生活保護ケースファイルを作成する。そこには、ケース記録のほか、保護決定調書等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。ケース記録は、面接記録票、開始記録票及び生活保護の開始後の経過を記載した記録から構成されている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に係る生活保護ケースファイルのうち、令和3年8月5日以降に起案した保護決定調書である。</p> <p>《旧条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 横浜市長（以下「実施機関」という。）は、本件保有個人情報のうち、保護決定調書の格付欄の全て（以下「本件非開示部分」という。）を本号柱書に該当するとして、非開示としたと主張している。</p> <p>そこで、実施機関に確認したところ、本件非開示部分は、いずれも世帯の実情に応じた要保護者の世帯への訪問頻度に係る格付の項目名及び格付結果を記録したものであるとの説明があった。</p> <p>イ 実施機関は、本件非開示部分のうち、項目名を非開示にしているが、当審査会で確認したところ、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）によれば、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこととなっており、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）には、訪問調査について、生活状況の把握等の訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成することを許容することが記載されていた。</p> <p>「格付」という項目名は、横浜市における当該訪問基準の名称に過ぎず、開示したとしても生活保護に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。</p> <p>ウ 一方、本件非開示部分のうち、格付結果は、当審査会において見分したところ、ケース記録の情報を基に福祉保健センター長が審査請求人の世帯の生活状況等を把握した上で、その世帯に必要な訪問頻度を設定するために格付けを行った結果を記録したものであることが認められた。</p> <p>格付結果は、審査請求人の認識にかかわらず記録された審査請求人の評価・判定に関する情報であり、審査請求人の認識と異なっていた場合、開示することにより、担当ケースワーカー等福祉保健センターの職員に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導、援助が困難になるなど、生活保護に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、本件非開示部分のうち、格付結果は、本号柱書に該当する。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(第1号から第6号まで省略)

- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(アからオまで省略)

(訂正請求権)

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第43条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

(第2項及び第3項省略)

横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号)

附 則

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881